

○上天草市病院事業行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領

制定 平成27年3月16日病院事業管理者決裁

上天草市病院事業行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上天草市病院事業行政財産の目的外使用に関する規程（平成24年病院事業管理規程第1号。以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の原則)

第2条 上天草市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）は、本来の用途又は目的を妨げない限度において認められる例外的な財産の運用であることから、使用許可に当たっては、使用を認める範囲を必要最小限とし、使用を終了又は中止した場合の原状回復が容易にできるように原状のまま使用させることを原則とする。

(使用許可をすることができない場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をすることができない。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は特にやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 財産の原状を変更して使用する場合であって、その変更によって当該財産を容易に原状に回復することができないものであるとき。
- (2) 独立した建物又は土地の全部又は大部分を使用しようとするものであるとき。
- (3) 使用しようとする土地に建物その他相当堅固な施設を設置しようとするものであるとき。
- (4) 許可条件を履行する能力を有しないと認められるとき。
- (5) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者であると認められるとき。

(申請者の審査)

第4条 使用許可に当たっては、許可しようとする部分を含む行政財産の適正な管理運用に障害を及ぼすおそれがないようにするため、行政財産を使用し

ようとする者（以下「申請者」という。）について、その資力、信用、能力等を十分に審査しなければならない。

（使用許可の期間）

第5条 使用許可の期間は、1年を越えないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、最長期間を5年として使用を認めることができる。

（1） 電柱類、地下埋設物を設置する場合

（2） その他特に理由があると認められる場合

2 前項の使用期間は、更新することができる。

3 第1項の使用許可の期間の終期は、その期間を超えない範囲内における会計年度の終期とする。ただし、申請者が希望する使用許可の期間が会計年度の終期前に終了するとき、又は特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

（使用料の納付）

第6条 規程第6条に規定する使用料の納付は、会計年度ごとに行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 申請者から使用料の減免の申請があった場合において、規程第7条の規定により減免することが適当と認められる場合は、使用料減免基準（別表）に基づき使用料を減免することができる。

（使用許可の取消し）

第8条 規程第11条の規定により、使用許可を取り消す場合は、上天草市病院事業使用許可取消通知書（様式第1号）を使用者に通知しなければならない。

（使用の中止）

第9条 使用者が使用許可の期間の中途において使用を中止しようとするときは、上天草市病院事業行政財産目的外使用中止届（様式第2号）により届け出なければならない。

（原状回復）

第10条 使用者は、使用許可の期間の満了日又は使用を中止した日から起算して7日以内（使用許可を取り消された場合にあつては、指定された日まで）に上天草市病院事業行政財産原状回復届（様式第3号）により届け出なければ

ならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、原状回復状況を確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、なされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条関係）

使用料減免基準

減免基準表	
行政財産使用許可対象	減額率
(1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。	10/10 以内
(2) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を使用するものが当該財産の使用の目的に供し難いと認めるとき。	10/10 以内
(3) その他管理者が特に減免する必要があると認めるとき。	10/10 以内

様式第1号（第8条関係）

上天草市病院事業行政財産目的外使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

上天草市病院事業管理者 ㊟

年 月 日付け 第 号で通知した行政財産の使用許可について、次の理由により当該使用許可を取り消したので、通知します。

使用財産	名称
	所在地
	数量、面積等
使用目的	
使用許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
取消日	年 月 日
取消理由	

- 注1 使用財産を 年 月 日までに原状に回復して返還してください。
2 当該使用許可の取消しにより使用者等に生じた損失については、規程第13条第2項の規定により、一切補償しません。

教 示

- この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により上天草市長に対して異議申立てができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、上天草市を被告として（上天草市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第2号（第9条関係）

上天草市病院事業行政財産使用中止届

第 号
年 月 日

上天草市病院事業管理者 様

申請者 住所
氏名 ㊟

行政財産の使用を、 年 月 日付けで中止したいので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

許可内容	許可番号及び 許可年月日	第 号 年 月 日
	使用場所	
	使用目的	
	使用許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	使用面積	
	工作物等	
備考（請負業者名、連絡先等）		

添付書類

- ① 位置図
- ② 原状写真
- ③ 許可書の写し

様式第3号（第10条関係）

上天草市病院事業行政財産原状回復届

第 号
年 月 日

上天草市病院事業管理者 様

申請者 住所
氏名

㊟

行政財産の原状回復が、 年 月 日付けで完了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

許可内容	許可番号及び 許可年月日	第 号 年 月 日
	使用場所	
	使用目的	
	使用許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	使用面積	
	工作物等	
備考（請負業者名、連絡先等）		

添付書類

- ① 位置図
- ② 原状回復工事写真（使用前、使用后）
- ③ 許可書の写し